

## 対象となる介護福祉機器

- 奨励金の支給の対象となる介護福祉機器は、介護労働者の身体的負担が軽減され、腰痛予防に効果が高く、労働環境の改善に資する以下の機器となります。ただし、一品の見積価格及び購入価格が10万円未満のものは除きます。(要介護者本人が購入又は賃借する機器については奨励金の対象外です。)

### \*\*対象となる介護福祉機器\*\*

#### (1) 移動用リフト

なお、移動用リフトの導入時に、当該移動用リフトの稼働に必要なものとして、同時に購入等した吊り具(スリングシート)を含む。

#### (2) 自動車用車いすリフト

#### (3) 立位補助機(スタンディングマシーン)

#### (4) ベッド(傾斜角度又は高さが調整できる機能を有するものに限る。)

#### (5) 座面昇降機能付車いす

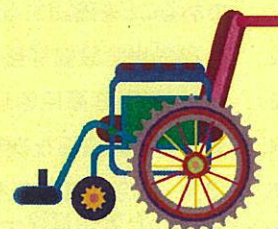
#### (6) 特殊浴槽(移動用リフトと一体化しているもの、移動用リフトが取り付け可能なもの又は側面が開閉可能なものに限る。)

#### (7) ストレッチャー(入浴用を使用するものを含む。)

#### (8) シャワーキャリー

#### (9) 昇降装置(人の移動に使用するものに限る。)

#### (10) その他腰痛予防の効果が特に高いと考えられるもの



## ご注意!

上記に該当する機器であっても、以下に該当する場合には、奨励金の対象とはなりません!

- (1) 事業主が私的目的のために購入した機器
- (2) 事業主以外の名義の機器
- (3) 現物出資された機器
- (4) 商品対価
- (5) 原材料
- (6) 取得するも解約あるいは第三者に譲渡した機器
- (7) 支払い事実が明確でない機器
- (8) 国外において導入される機器
- (9) 資本的及び経済的関連性がある事業主間の取引による機器
- (10) 配偶者間、1親等の親族間、法人とその代表者間若しくは代表者の配偶者間、代表者の1親等の親族間又は法人とその取締役間若しくは同一代表者の法人間の取引による機器
- (11) 管轄労働局が行う現地調査において、その存在が確認できない機器
- (12) 併給調整がなされる助成金等の支給に係る機器
- (13) 長期(1年以上)にわたり反復して更新することが見込まれない契約により賃借した機器

